

学校教育目標

夢・命・絆

夢 に向かっていく生徒
命 を大切に作る生徒
絆 を互いに深め合う生徒



須和田が丘

令和4年度
学校だより No. 8
令和4年5月6日

市川市立第二中学校
校長 石田 清彦

ホームページ <http://www.dai2-tyu.ichikawa-school.ed.jp/>

新型コロナウイルスに係る欠席連絡について

新型コロナウイルス感染症に係る出席等の取り扱いについては、「須和田が丘 No.4・No.7」でお知らせいたしましたが、欠席連絡をされる場合には、出欠席記録の管理上、以下を参考にして欠席理由を具体的にお知らせくださいますようお願いいたします。保護者の皆様のご協力をお願いいたします。

(1) 欠席扱いとならない場合

○以下の①～⑤の場合には、欠席扱いとなりませんので、その旨をお知らせください。

①陽性または濃厚接触者となった場合

②発熱や風邪症状等が見られ、感染が疑われる場合

※感染が疑われる初期症状をWHOでは次のように示しています。これらの症状があれば、感染が疑われる場合として、具体的にお知らせください。

・一般的な症状 : 「発熱」「空咳」「倦怠感」

・時々みられる症状 : 「味覚障害と嗅覚障害」「結膜炎」「喉の痛み」「頭痛」「筋肉痛や関節炎」「皮膚の発疹」「吐き気、嘔吐」「下痢」「悪寒」「めまい」

③ワクチン接種の場合

④ワクチン接種後の副反応(体調不良)の場合

⑤感染不安による場合

なお、感染不安で欠席する場合は、下記の通り、国及び市の通知により、現在は合理的な理由がある場合に適用することとなっています。このため、欠席の場合は、事情の詳細についてお知らせくださいますようお願いいたします。

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課の通知(令和3年10月1日)

- ・保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等については、まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください。
- ・その上で、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの対応も可能です。また、校長が「出席停止・忌引き等の日数」として記録する際の合理的な理由の判断に当たって、感染力の強い変異株がまん延している状況や、高齢者や基礎疾患のある方がいるなどの家庭・家族の状況、地域の医療体制のひっ迫の程度等を踏まえることが必要と考えられます。
- ・この取扱いは、前述の合理的な理由がある場合に適用されることに留意するとともに、特に小中学生は就学義務も踏まえ、児童生徒の学びの機会が保障されるよう配慮することが重要です。

(2) 欠席扱いとなる場合

○新型コロナウイルスとは別の病名の診断を受けている場合や怪我の場合、心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因等によって出席できない場合など、新型コロナウイルス感染の疑いがないと判明している場合は、「病欠」もしくは「事故欠」の扱いとなりますので、その旨をお知らせください。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る出席等の取り扱いとは別に、心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因等によって、出席できない状況(不登校)にある場合*には、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていることや、訪問等による対面指導が適切に行われることなどの一定の要件を満たしていれば、自宅においてICT等を活用した学習を行った場合に、指導要録上出席扱いとすることも可能となっていますので、ご相談等がありましたら、学校までお知らせください。

このことは、不登校で悩んでいる生徒の支援の充実に資するための対応であり、新型コロナウイルス

裏面に続きます

感染症の感染や、感染不安を理由に欠席する場合に同様の学習を行ったとしても、ただちに出席扱いとなるものではありませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

※病気又は経済的理由による場合を除く

濃厚接触者の待機期間について

家庭内で生徒が濃厚接触者となった場合には、これまで「感染者が発症した日（感染者が無症状の場合はPCR検査等を受検した日）、または家庭内での感染対策を講じた日」の遅い方の日の翌日から7日間、登校を控えていただいていたが、症状がなく、且つ4日目及び5日目に抗原定性検査キット※を用いた自費検査で陰性の確認ができれば、5日目から解除可能（登校可能）となります。

この場合、解除の判断を保健所に確認する必要はなく、保護者の方からの申し出によって、学校が解除の判断をします。

但し7日間は、健康観察を丁寧に行い、感染リスクの高い場所の利用や会食などは避けていただくこととなりますが、このことにより、5～7日目に修学旅行や部活動の大会などが予定されている場合に、参加ができるようになります。

※抗原定性検査キットは必ず薬事承認されたものを用いてください。

これからの季節のマスク着用について

5月に入り、今後は熱中症等も心配になってくる季節になってまいりました。

マスクにつきましては、基本的には運動中は着用しませんが、着用する場合であっても、暑さで息苦しいと感じた時などは、マスクをはずしたり、一時的に片耳だけにかけて呼吸したりするなど、本人の判断で適切に対応できるように指導してまいります。

また、登下校中は基本的にマスクを着用することとしていますが、他の生徒や一般の方等と十分な距離を確保した上で、気温等に応じてマスクをはずす判断も必要になってまいります。

学校では、熱中症予防を優先してマスク着用の対応をしてまいりますので、ご家庭におかれましても、場面ごとの対応について、お子さまと話し合っただけであれば幸いです。

保護者の皆様の、ご理解とご協力をお願いいたします。